

国保だより

建設職能会館内
TEL 3260-6441
FAX 3260-7534

平成25年度までに

後期高齢者医療制度は廃止

平成21年8月の衆議院選挙で圧勝した民主党は、マニフェスト（政権公約）で「後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険を守る」としている。同年9月、長妻厚労相は、後期高齢者医療制度は4年以内に廃止する考えを表明、その後、厚労省は、廃止後の新制度を検討するため「高齢者医療制度改革会議」を設置、同会議では制度見直しの原則を予め提示したうえで議論することとしています。

具体的には、①後期高齢者医療制度は廃止する
②高齢者のための新たな制度を構築する③後期高齢者医療制度の年齢区分する④市町村国保の負担増に十分配慮する⑤高齢者の保険料が急増加したり、不公平なものにならないよう⑥市町村国保の広域化につながる見直しを行う⑦の6原則としています。

改革会議の初会合は平成21年11月30日に開催され、新制度の具体化に向けた議論がスタートしました。同会議において、また、同省は、新たな

70～74歳の方の窓口負担

22年度も1割継続

自公政権下で高齢者医療制度を円滑に導入するために進められていた負担軽減措置で、①70～74歳までの窓口負担割合の引き上げ（1割→2割）の凍結②被用者保険の旧被扶養者の保険料軽減（均等割9割軽減）③低所得者の保険料軽減（均等割9割軽減、均等割8・5

割軽減、所得割5割軽減）は、引き続き平成22年度も実施されることになりました。なお、①については、従前と同様、現役並み所得者の方は対象外となります。また、高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が「2割（平成

22年3月31日までは1割」と表示されている方については、一部負担金の割合を「1割」と改め、22年4月から7月までを有効期限とする高齢受給者証を再発行し、22年3月中旬以降に支部を通じてお送りする予定です。

◎医療費支払額が一定の金額を超えたときは医療費控除が受けられます。

平成21年の保険料納付額

（確定申告の参考に）

平成21年中に組合員の皆様は納付された国民健康保険料の年間（12カ月）の総額は別表「平成21年分保険料年間納付額」のとおりとなりますので確定申告にご活用ください。年間の納付総額は下記1及び2の合算額となります。

なお、後期高齢者組合員及び75歳未満の組合員の家族の場合は下記3により算出した金額となります。

◆本人や家族が病院・歯科・薬局等に支払った医療費が、年間10万円（ただし、年間所得が200万円以下の場合）は、その5%相当額を超えたときは、その超えた部分の金額（最高20万円）が確定申告の際、所得から控除されます。

平成21年分 保険料年間納付額

（平成21年1月～12月）

1 医療給付費分及び後期高齢者支援金分

（単位：円）

世帯人員	居住地の区分	年間納付額			
		20歳未満	20歳以上25歳未満	25歳以上30歳未満	30歳以上
組合員(单身)	都内	60,000	96,000	132,000	182,400
	都外	84,000	120,000	156,000	206,400
組合員+家族1人	都内	111,600	147,600	183,600	234,000
	都外	140,400	176,400	212,400	262,800
組合員+家族2人	都内	163,200	199,200	235,200	285,600
	都外	196,800	232,800	268,800	319,200
組合員+家族3人	都内	214,800	250,800	286,800	337,200
	都外	253,200	289,200	325,200	375,600
組合員+家族4人以上	都内	266,400	302,400	338,400	388,800
	都外	309,600	345,600	381,600	432,000

【月額保険料】

（単位：円）

区分	組合員	
	都内	都外
30歳以上	15,200	17,200
25歳以上30歳未満	11,000	13,000
20歳以上25歳未満	8,000	10,000
20歳未満	5,000	7,000
家族1人	4,300	4,700

【注意】平成21年中に家族の異動や住所変更(都内⇄都外)があったときは、その月から左表により月額保険料を増減してください。

→ただし、家族の5人目以降は無料

2 介護納付金分

介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の者)

第2号被保険者数	月額(円)	年間納付額(円)
1人	2,000	24,000
2人	4,000	48,000
3人	6,000	72,000

3 後期高齢者組合員と組合員の世帯に属する75歳未満の組合員の家族

後期高齢者組合員	家族
年間納付額	○前記1の医療給付費分及び後期高齢者支援金分の「月額保険料」の家族1人当たり額に人数と月数を乗じて得た金額
(月額保険料) (月数) (金額) 500円 × 12月 = 6,000円	○介護保険第2号被保険者がいるときは、前記2と同額

被保険者の異動手続き

組合員は、自分の世帯内に異動(家族の一部加入・喪失、住所変更等)があったときには、必ず14日以内に、所属組合へ届け出をお願いします。

ご不明な点は、所属組合又は当組合業務課適用係(03-3260-6441)へお問い合わせください。

届け出が必要なとき	届け出に必要な書類等
転入、結婚、出産、退職などで家族が増えたとき	◎被保険者資格取得届(追加加入) ◆世帯全員・続柄の記載がある住民票謄本(転入日が記載されたもの) ◆健康保険等の資格喪失証明書・離職票(写等)(退職) ◆母子健康手帳(出生証明証) ◆印鑑
転出、就職、結婚、死亡などで家族が減ったとき	◎被保険者資格喪失届(一部喪失) ◆該当者の保険証 ◆就職先の保険証の写しなどで家族が減ったとき ◆住民票の謄本(転出日が記載されたもの→転出・結婚) ◆死亡診断書の写し又は住民票の除票(死亡) ◆印鑑
住所が変わったとき	◎変更(訂正)届 ◆世帯全員の保険証 ◆世帯全員の住民票の謄本 ◆印鑑
氏名が変わったとき	◎変更(訂正)届 ◆該当者の保険証 ◆住民票謄本 ◆印鑑
事業所等の形態が変わったとき	◎事業所変更(訂正)届 ◆各種添付書類 ◆該当者の保険証 ◆印鑑
保険証を破損したり、紛失したとき	◎被保険者証再交付申請書 ◆破損した保険証 ◆印鑑
国保組合をやめるとき	◎脱退届(全部喪失) ◆世帯全員の保険証 ◆厚生年金資格喪失通知書(法人) ◆閉鎖登記簿謄本(法人解散) ◆印鑑
生活保護を受けたとき	◎脱退届(全部喪失) ◆保護開始決定通知書の写し ◆世帯全員の保険証 ◆印鑑

(注) 1 各種届出用紙は所属組合にありますのでお問い合わせください。
2 上記の各項目に70歳以上75歳未満の前期高齢者がいる場合は「高齢受給者証」が必要になります。